

聞思

寺報

MONSHI

第19号

2023年4月

発行



浄土真宗
本願寺派

田野山
西敬寺



令和4（2022）年度 『西敬寺報恩講法要』（関連記事は4頁）

目次

令和5（2023）年度 永代経法要のご案内 2

【重要】 ご確認頂きご出欠のご返信をお願い申し上げます

西敬寺歳時記（2022年11月～2023年3月） 4

連載 いまどきの終活の作法
～大切なひとに負担をかけないために～
第16回 その遺言大丈夫ですか？ 6

文例で見る遺言書の書き方

終/宗活公開講座のご案内 8



西敬寺
公式サイト



西敬寺公式
LINE



西敬寺への
アクセス



西敬寺
YouTube

〒381-0016 長野市南堀336 電話 026-243-5570 FAX 026-403-2400

西敬寺公式サイト <https://www.tanozan-saikyoji.jp/>

当日の服装とお持ち物に関して

- ・平服（仏様に対して節度を持った服装）をお願いします。
 - ・感染症対策の為マスクのご着用をお願いします。
 - ・お念珠・門徒式章（お持ちの方）はご持参下さいませ。
 - ・お経本（写真）をご持参頂ければ幸いです。
- お持ちで無い方には当日受付にて貸出いたします。



男性用は紐房



女性用は切り房



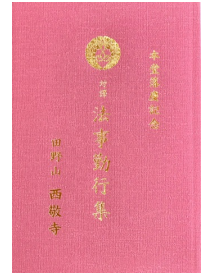
門徒式章

御布施（参加費）に関して

右のような「のし袋」（もしくは白い封筒に等）にお包み頂き「法名簿」とご一緒に受付にお預け下さい。ご尊前にご奉呈申し上げます。



ご参拝者のご芳名
(連名も可)



お経本

法名簿ご記帳とご奉呈のお願い（同封の法名簿をご利用下さい。）

【法名簿お預かりに関して】
永代経法要当日受付にて御布施と合わせてお預かりし、ご尊前にご奉呈させて頂きます。

*当日のご参加が叶わない方々が、ご法要に先立って御布施と併せてお届け下さるが増えています。記念品をお渡し致したく、たいへん勝手ながら事前受付は五月十五日～二十日の午前八時～午後五時まで随時とさせて頂きます。ご理解の程宜しくお願い申し上げます。（事前にお電話・西敬寺「Eメール」公式からご連絡頂ければ甚だ幸いに存じます。）

【ご記帳のご留意点】

- ①お仏壇の「過去帳」と下記の年回忌早見表を照らし合わせご記帳下さい。
- ②ご記帳に際しては、筆・筆ペン・ボールペン・万年筆等をご利用下さい。
- ③一周忌から五十回忌に該当される有縁の方を右詰めにて近年からご記入下さい。（該当する方が六名以上の場合は新しい方をご優先下さいませ。）
- ④一周忌から五十回忌に該当される方がいない場合は、右詰めにて「〇〇家先祖累代永代読経」とご記帳下さい。

【ご記帳のご留意点】

【ご記帳例】

お布施をご奉納下さる方（ご参拝者）のご芳名（連名も可）

ご先祖（有縁の方々）のご法名をご記帳下さい

お亡くなりになられた年月日（新しい方から順番にご記帳下さい）

年回忌早見表と照らし合わせてご記帳下さい。

令和5年 年回忌早見表

1 周忌	令和4年
3 回忌	令和3年
7 回忌	平成29年
13 回忌	平成23年
17 回忌	平成19年
23 回忌	平成13年
27 回忌	平成9年
33 回忌	平成3年
50 回忌	昭和49年

上記の年回忌に該当されるご遺族の皆様には出来るだけご参加下さいますようお願い申し上げます。

施主 ご法名	本賣 名	慈教	（ご）命日	（ご）回忌
釋 尼 和 代				
釋 慈 孝			平成三年四月二十二日	二十五
釋 慈 音			平成五年十月十四日	二十五

お仏壇の過去帳（編り位置・位階）をご確認頂き、一周忌から五十回忌に該当される有縁の方のご法名をご記帳頂き、永代経法要当日に持参の上、受付にてお布施と合わせて奉納下さい。当日のご参加が困難な場合は、任意に事前にお預かり致します。（仕様が皆様を代表し御座ります。尚、（ご）命日・（ご）回忌は、別紙の年回忌表と照準方法を御覧下さい。）

令和5年度
仏暦
2566年

西敬寺永代経法要

5月21日（日）

10:00~12:00（受付9:30より）

ご法話「大切な人を送るということ」



ご講師 栗山 宣雄（くりやま せんゆう）師

富山県南砺市 本福寺御住職・本願寺派布教使

【ご講師からのメッセージ】永代経法要は西敬寺様にご縁のあった物故者の皆さまの追悼法要でもあります。お参りの皆さまには大切なご家族を送られたことがご縁で仏法に出遇われたかたも多いと思いますが、昨今のコロナの影響もあり、仏事として人を送る意義が見えにくくなってきているように感じます。今回あらためて人を送ることを通じて仏事の意義をみなさんと共に考えてみたいと思います。

【住職より】栗山先生は地元で「ビハーラ活動」（医療・福祉と協働し、生死にまつわる人々の苦悩を和らげる仏教徒の活動）に精力的に取り組まれておられます。私と先生の出遇いは19年前の布教使の資格試験でした。その時のご法話に感動し、いつか西敬寺にて皆様とご一緒にご聴聞させて頂きたいと願い続けてきました。ご縁が整いました！どうぞご一緒にご聴聞くださいませ。

お申し込み・当日のご案内に関して

▶同封のハガキにてご出欠のご連絡をお願いします。

*お手数ですが5月10日（水）までにご投函下さいませ。

*西敬寺LINE公式からもお申し込み頂けます。（その場合ご投函はご不要です。）

*お申し込み後、ご体調が優れない場合はご遠慮なくキャンセル下さいませ。

▶本堂正面に受付をご用意致します。

*消毒にご協力下さいませ。

▶御齋（懇親会）のご接待は自粛させて頂きます。

*受付にてペットボトルのお茶・おちつき等をお配り致します。

▶ご参拝記念品をご用意しております。

歳時記 (11月～3月)

報恩講法要厳修 (十二月十八日)

このたびの法要では、台風十五号で大きな被害を受けた静岡市清水区の「お茶のやまよ」様から「煎茶」(左写真)を購入させて頂きお供えした上、お下がりとして参拝者の皆様にお持ち帰り頂きました。(継続的な支援活動をされている同じ静岡市の教覚寺様に窓口となつて頂きました。)



祖師(親鸞聖人)前のご荘厳

実はご出欠の取りまとめをする中、ご参拝の方が例年と比べて少なく坊守と落ち込んでおりました。十一月から長野市内でコロナ感染者が増加し、予想はしていたのですが、そんな中、あるご門徒の三回忌法要が西敬寺で行われ、ご遺族の方々が横浜からお越しくださいました。帰り際に「母は晩年、よく横浜に遊びに来ては一週間から長い時は一ヶ月滞在していました。ある時二・三日もしいうちに帰り支度をしてるんです。どうしたのと聞くとニコニコしながら『西敬寺さんで大切な法要があるから帰るわ。』と、さっさと帰ってしまったんですよ。母は、ご住職様

や坊守様がいつも温かく迎えて下さるこのお寺が大好きだったんですよ。」とお聞かせ下さいました。坊守と共に皆様を門送りしながら二人で涙を堪えました。人数の多い少ないを考えるよりも、お越し下さる方を如何に大切に、共々にご聴聞させて頂くことが住職・坊守としての務めだとあらためて教えていただいたように思います。

そして本願寺第八代蓮如上人のお言葉、「二宗の繁昌(はんじょう)と申すは、人多くあつまり、威いの大なる事にはなく候。一人なりとも、人の、信を取るが、一宗の繁昌に候う。」

(『蓮如上人御一代記聞書』)を思い出させて頂き、「一人なりとも」の一人として、五月二十一日(日)に控えております『永代経法要』を丁寧に準備させて頂きたく存じます。



長命寺 野田康真ご住職ご導師のもと皆様で「正信偈」をお勤めし、本願寺派布教使 雲林重正師よりご法話を賜りました。

バイオリン発表会(十二月二十五日)

毎週月曜日に西敬寺にてレッスンを重ねて来られたバイオリン教室(中島玉絵先生)の発表会が、御本堂にて開催されました。

ご法話の時間を頂きその中で、「この発表会は、皆さんの日頃の成果を聴いて頂くことはもちろんですが、発表会をご準備してくださった先生や保護者の方々に『おかげさま』と感謝を伝える大切な場として下さい。『おかげさま』は、日頃なかなか気付けないこと目に見えないところまで、お礼を言う言葉です。『おかげさま』という言葉は、仏さまの教えが染み込んだ日本語だけのもので、外国語にはないと聞きます。とは言え私たちも普段知っている範囲で感謝して、わかっていることだけお詫びをして済ませてはいないでしょうか? あらためて阿弥陀如来様の光に照らされている御本堂の中で普段気付けない『おかげさま』の数々に感謝致しましょう。」とお伝えしました。



生徒さんの「おかげさま」の音色が響き渡りました。

寺 敬 西 山 野 田

寺院運営計画書発表から今まで、できたこと・できなかったこと

下記QRコードから具体的なプランをご覧下さい。

【できたこと】

- お寺葬の推進・仏事の本来化
 - ・お寺葬実施数59回（新本堂竣工の2019年1月～2022年12月まで）
 - 年間約15回 * 4年間の総依頼数91件中約65%がお寺葬をご選択（内新規門徒数13件→年間平均約3件）
 - ・お寺での法事（年回忌・満中陰）実施61回（2022年1月～12月総依頼数78件→75%がお寺でのご法事を選択）
 - ・初参式・七五三参拝・結婚奉告法要・入仏法要等のご慶事（2022年4～12月18件）
 - ・お寺葬賛同寺院数133ヶ寺→145ヶ寺 ・提携葬儀社数3社→5社
 - 終/宗活公開講座の充実
 - ・公開講座実施数（2019年4月～2023年3月 計29回 延べ参加者508名）
 - ・出張講座（2020年11月～2022年12月 計9回 述べ参加者230名）
 - 公開講座が地域の方々に認知され、各種団体とのコラボレーションが増加
 - 第3期（実質第4期）西敬寺連続研修開催（2021年9月～2022年7月 修了者10名）
 - 新会員制度を縁とした新門信徒の創出
 - ・新会員制度発案から（2021年12月～現在まで）7件
 - 公式サイト刷新・寺報・LINE公式の活用によって広報宣伝活動に効果UP
- 【特記事項】ご門徒の中から教師が2名誕生しました。各種法座運営にご尽力下さり、住職・坊守をサポート頂いています。

【できなかったこと】

- 寺連研の拡充・法座の充実【寺院活動の核となる人財育成 西敬寺独自の推進員（年間24名×5年＝120名）】コロナ禍で募集に躊躇する部分があり（聞き合い法座等ワークショップに制限がある状況）目標に程遠い形となった。また、修了者が参画できるよう「聞思会（教化支援組織）」の体制・組織の再構築と拡充が停滞している。
- 新会員制度を縁とした新門信徒の創出【お寺葬・個別納骨壇・合同納骨壇の拡充】既存の「お寺葬」の良さや、新本堂に併設した個別納骨壇・合同納骨壇を活用し、仏縁の機会をつくり帰属意識の高い門徒の獲得を目指す分かり易い発信が不足している。

【上記を踏まえ今後の寺院運営・取り組みにおいて留意すべきこと】

コロナ禍で新本堂の強み（荘厳性・快適性・安全性）を活かすことが出来た。また、住職の布教使としての経験値、坊守の境内整備力や聞き上手な親しみやすさが求心力となっていると自負していますが、反面運営に関して住職・坊守に負担が偏り今後病気など不測の事態に対応しきれぬか甚だ不安を感じています。教師となられたご門徒さんははじめ、連続研修修了者の方々を中心とした教化組織の拡充を図ります。

①お寺葬の推進・仏事の本来化	お寺葬の推進 仏事の本来化  聞法の間として 求心力増強
②終/宗活公開講座の充実	終/宗活公開講座の充実  士業の方や各業者と連携 終活の窓口として一本化 (ワンストップで対応)
③寺連研の拡充・法座の充実	寺連研の拡充 各種法座の充実  活動の核となる人財育成 西敬寺独自の推進員 年間24名×5年＝120名
④新会員制度を縁とした新門信徒の創出	新会員制度  門信徒数の減少に備え 新たな寺縁を結び直す 年間20戸×5年＝100戸

「お寺のビジョン作成研修」修了者研修へ参加（一月十四日）
 令和2（2021）年度にオンラインにて受講しました同研修の修了者研修会が京都のご本山（西本願寺）にて開催され、坊守と参加致しました。

対面形式でお世話になったご講師の方々には現状の分析報告（左表）を行い今後に向けての展望をご相談させて頂きました。ご高覧頂き皆様からもご意見をお寄せ頂けましたら幸いです。

大震災十三回忌追悼法要

第二十九回 西敬寺『終』宗活公開講座（三月十二日）のご縁の中で、参加者の皆様と『東日本大震災・長野北部地震犠牲者十三回忌追悼法要』を厳修致しました。

今回は、西敬寺所属のご門徒から教師資格（本願寺派の住職・布教使になる為のもの）を取得された高梨康弘（釋康心）さんと佐藤浩一（釋浩號）さんが、住職と共に出勤して下さいました。

また、中央仏教学院の通信教育にて研鑽中の方がご参加下さり、講座終了後には得度に向けて衣体の着衣やたたみ方などご一緒に学ばせて頂きました。



〇〇（財産）について、〇〇（法定相続人の続柄と名前）に相続させる。
と書いておけば通常は問題ありません。

〔遺贈する〕：あげる相手が法定相続人以外の場合

遺贈とは、遺言により遺言者の財産を無償で譲るという遺言者の意思表示になります。
あげる相手に制限はありません。

〇〇（財産）について、〇〇〇〇〇〇（相手先を特定できる情報）に遺贈する。

このような記載になります。相手先を特定する情報には、生年月日や住所など個人を特定できる情報を記載しましょう。

手続きにおける「相続させる」と「遺贈する」の違い

似て非なる言葉と説明しましたが実務上、特に不動産登記において以下のように扱いに差が出ます。「遺贈する」と遺言に書いた場合は、受け取った人は他の法定相続人全員と共同で所有権移転の登記申請をしなければなりません。このため、かなりの時間と手間が掛かる場合があります。従って、相続人の間で相続争いが起きた場合は、他の相続人から協力が得られず登記手続きが進まないおそれもあります。一方、「相続させる」遺言の場合は、指定された相続人が単独で所有権移転の登記申請をすることができますので、手続きが簡単かつスピーディーにできます。

これは代表的な例ですがこのほかにも農地や借地借家の取得で扱いが違います。「相続させる」で済むはずの場合に「遺贈する」と書いてしまうと不動産の登記手続きがややこしくなることがあるため注意が必要です。

あまり必要ないかもしれませんが豆知識を一つ。

遺言書で配偶者居住権を設定したいときも注意してください。配偶者居住権とは、自宅の持ち主が亡くなっても、その妻や夫である配偶者が引き続き自宅に住める権利のことです。この配偶者居住権について遺言で書くときは、「相続させる」ではなく「遺贈する」を使いましょう。これは、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しないときに、配偶者居住権の取得のみを拒絶し、他の財産は相続できるようにするためです。「相続させる」と書いてしまうと、配偶者居住権の取得を拒絶したい場合に、一切の財産を相続放棄するほかないこととなり、配偶者の利益が害される危険があるからです。

ここまでお読みいただきありがとうございました。

遺言は故人の重要な意思表示であるが故にどうしても形式や文言などが堅くなります。私もセミナー等で遺言を準備しましょう、そんなに難しくないといいますが、遺言は内容を一步間違えると相続人間での争いへと発展する文書です。適切な内容で遺し、争いの火種とならないようにしたいですね。

毎月第2日曜日開催の「終/宗活公開講座」にぜひ一度お越しくださいませ。皆さまが一步を踏み出すきっかけや、困りごと解決の緒につながるように努めて参ります。



事務所サイト

<https://www.office-angei.com/>

—ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います—

インサイドアウト

伊藤 安芸:INSIDEOUT行政書士事務所代表

（行政書士・家族信託専門士・葬祭カウンセラー）

TEL026-219-6373 メールy-ito@office-angei.com

いまだきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第16回 その遺言大丈夫ですか？ 文例で見る遺言書の書き方

皆さんこんにちは。行政書士の伊藤安芸です。終活の基本・王道といえばやはり「遺言」ですよ。ネットや雑誌、テレビ番組などでも準備するメリットや書き方が発信されています。

今回は、一番書きやすい自筆証書遺言（自分で書くタイプ）の書き方について解説しますが、ちょっとした言葉遣いや言い回しを間違えたり・知らなかっただけでトラブルになることもありますのでしっかり注意しましょう。

遺言書の性質

遺言（いごん・ゆいごん）はれっきとした法律文書です。従って民法には書き方や記載できる内容といったルールが定められています。しかし中には、法律文書ではなく、お手紙のようなイメージをお持ちの方がいらっしゃることも。確かに、私たち専門家も、遺言を準備していただきたいがために「遺言は家族へのラブレター」といった表現を使います。これはあくまでも遺言準備の心理的ハードルを低くするための方便ですが、専門家に相談せずご自身で準備された遺言にはこの手紙のような遺言を目にすることもあります。書かれたご本人のお人柄がわかる温かいものでありますが、法的には「あれ、大丈夫かな？」「ちゃんと伝わるかな？」「揉めないかな？」と心配になるものも。

せっかく準備したのに目的が達成されなくなるとは元も子もありません。気持ちは家族への手紙でかまいませんが、その文面は疑義が生じないように注意しましょう。

「あげる」と一言で言っても・・・

「自宅は妻にあげる」という一文。あげるということはあげるなのであって普段の会話であれば特に誤解は生まれません。ほかにもちょっと丁寧に「差し上げる」「譲る」とか、ぶっきらぼうに「やる」とか。「譲る」という表現が大多数を占めますが、いずれもNGワードです。さらにNGなのが「任せる」や「託す」です。これでは単に管理してもらいたいだけなのか、受取先を決めてほしいのか、それとも「あげる」という意味なのかわからず混乱します。無用の誤解や争いを防ぐためには定型のワードを使いましょう。

遺言では「相続させる」と「遺贈する」を使う

では、どんなワードが良いのでしょうか。遺言では「相続させる」と「遺贈する」を使ってください。しかし、この2つも似て非なるものなので注意が必要です。

〔相続させる〕：あげる相手が法定相続人の場合
法定相続人に財産をあげたいときは、



西敬寺

終/宗活公開講座

毎月第2日曜日

13:30～15:00

どなた様もお申し込み・参加費不要です

日程	講演・法話テーマ
第31回 5月14日	特別プログラム「西敬寺で家族葬出来ます！」 ～ そもそも家族葬とは？ ～ <p>「私のお葬式は家族葬でお願いしたい。」と、ご希望を持たれる方々が増えておられます。その背景を踏まえて長野市内各所に『家族葬ホール』と定義された小規模施設が増えてきました。一般的に「家族葬」＝「安価で对人的な負担が少ない」とイメージが先行していますが、事前に備えておかなかったことで金銭的・精神的トラブルに巻き込まれ後悔していらっしゃる方々の嘆きをお聞きします。</p> <p>また、「西敬寺さんで葬儀をして欲しいけど、参列者少なくて相応しくないのでは・・・。」とのご不安をお聞きしますが、実は西敬寺の本堂こそ、皆様が本当に望まれている「家族葬」を実現するに相応しい場所なのです！</p> <p>今回は、どんなトラブルがあるのか、そのトラブル回避方法を中心に丁寧にご説明致します。ご家族はもちろんご友人・知人の方々をお誘い頂きご参加下さいませ。</p>
第32回 6月11日	講演「遺言とエンディングノートの違い」 法話「阿弥陀様の喚び声」
第33回 7月9日	講演「遺言＋αで万全な老後を迎えましょう」 法話「聴いたら聞こえていた」
第34回 8月11日 (山の日)	特別プログラム「実際にエンディングノートに記入してみましよう」 長野地方法務局・長野県司法書士会編纂の『エンディングノート』をご用意（参加者の皆様にプレゼント！）して実際に記入体験を行います。 *開催日が8月第2日曜日から8月11日（山の日）へ変更となりますご注意ください。